給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第１００７７号
東京都町田市木曽西５―25―43
再生債務者　三木　英人
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年10月２日まで
4　一般異議申述期間　平成24年10月16日から平成24年11月６日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１００７９号
埼玉県吉川市大字川藤1604―１
再生債務者　若林　浩司
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年10月２日まで
4　一般異議申述期間　平成24年10月16日から平成24年11月６日まで
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第５号
仙台市若林区伊在字西田41番地の１　ＷＩＳＨ伊在壱番館―207
再生債務者　木田　圭一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年８月24日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年９月26日まで
平成24年９月５日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２４年（再ロ）第７号
宮城県多賀城市新田字南関合41番地の１　みどりハウス101号
再生債務者　菊地　龍治
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年８月28日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年９月26日まで
平成24年９月５日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２４年（再ロ）第１号
大分県速見郡日出町大字大神8015番地３
再生債務者　河野　修一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年８月22日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年９月27日まで
平成24年９月６日
大分地方裁判所杵築支部再生係

平成２４年（再ロ）第１号
山形県最上郡大蔵村大字清水155番地４
再生債務者　林　　信治
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年８月20日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年10月９日まで
平成24年９月６日　山形地方裁判所新庄支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第１０００５号
長崎県佐世保市田の浦町106番地60
再生債務者　齋藤　長二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年７月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月29日
長崎地方裁判所佐世保支部

平成２４年（再ロ）第１号
奈良県大和郡山市筒井町465番地１　サンビレッジ筒井Ｃ棟201号
再生債務者　髙橋　伸幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月４日　奈良地方裁判所

平成２４年（再ロ）第１号
岐阜県瑞穂市重里1936番地１
再生債務者　西　　泰宏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月５日　岐阜地方裁判所

平成２４年（再ロ）第１０号
神戸市東灘区深江南町２丁目４番８―210号
再生債務者　古山　　道
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月４日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２４年（再ロ）第２号
北九州市門司区中二十町９番１号
再生債務者　長尾　孝弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月31日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月５日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（再ロ）第６号
札幌市東区北51条東２丁目１番13号
再生債務者　佃　英太郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年９月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月５日
札幌地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による免責決定

平成２４年（モ）第３０号
北海道釧路郡釧路町鳥通東３丁目69番地
再生債務者　佐藤美香代
1　主文　再生債務者を免責する。
2　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。
平成24年９月５日　釧路地方裁判所

平成23年度財務省共済組合の決算に関する公告

平成 24 年９月 14 日
東京都千代田区霞が関３―１―１
財務省共済組合

1　短期経理

貸借対照表の要旨
（平成24年３月31日現在）　（単位：百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	13,247	流動負債	2,724
		固定負債	3,815
		剰余金	6,708
合　計	13,247	合　計	13,247

損益計算書の要旨
（自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日）　（単位：百万円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	51,139	経常収益	46,963
特別損失	2	特別利益	16
当期利益金	256	当期損失金	4,418
合　計	51,397	合　計	51,397

2　業務経理

貸借対照表の要旨
（平成24年３月31日現在）　（単位：百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	151	流動負債	43
固定資産	116	剰余金	224
合　計	267	合　計	267

損益計算書の要旨
（自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日）　（単位：百万円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	86	経常収益	87
		特別利益	0
当期利益金	1		
合　計	87	合　計	87

3　保健経理

貸借対照表の要旨
（平成24年３月31日現在）　（単位：百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	1,468	流動負債	229
固定資産	23	固定負債	0
		剰余金	1,262
合　計	1,491	合　計	1,491